

議案第76号

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2～11(略)</p> <p>12 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第8号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条(略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)(略)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2～11(略)</p> <p>12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第4条の2 <u>再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額に、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第8号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条(略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)(略)</p>

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、その他の職員にあつては2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3～6 (略)

(超過勤務手当)

第13条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項ただし書又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は適用しない。

5～7 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 (略)

2 第13条、第14条第2項及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額により支給されるものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日(週休日と重なる日を除く。)及び年末年始の休日(週休日及び同条に規定する祝日法による休日と重なる日を除く。)の日数に同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間(定年前再任用短時間勤務職員にあつては同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)にあつては同条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあつては同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれで除して得た時間)を乗じたものを減じたも

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、その他の職員にあつては2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3～6 (略)

(超過勤務手当)

第13条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 再任用短時間勤務職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項ただし書又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は適用しない。

5～7 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 (略)

2 第13条、第14条第2項及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額により支給されるものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日(週休日と重なる日を除く。)及び年末年始の休日(週休日及び同条に規定する祝日法による休日と重なる日を除く。)の日数に同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間(再任用短時間勤務職員にあつては同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)にあつては同条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあつては同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ5で除して得た時間)を乗じたものを減じたもので

ので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の8 第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)、第7条の2から第9条まで及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

附 則

1～6 (略)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 和光市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 和光市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附

除して得た額とする。

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(手当に関する規定についての適用除外)

第17条の8 第7条の2から第9条まで及び第9条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

2 (略)

附 則

1～6 (略)

則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.0 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.3 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第17条の2第5項（第17条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第9条の2第2項中「の合計額」とあるのは「並びに附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」と、第17条の2第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

1.4 前2項に定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和59年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉に関する指導監督を行う職員及び現業に従事した職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）第4条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>(5) 保健師、看護師、保育士及び栄養士の職で、その職に該当する業務に従事した職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>を除く。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉に関する指導監督を行う職員及び現業に従事した職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）第4条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>(5) 保健師、看護師、保育士及び栄養士の職で、その職に該当する業務に従事した職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>を除く。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和光市職員の定年等に関する条例</u>（昭和58年条例第2号）第4条の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>和光市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和光市職員の定年等に関する条例</u>第4条の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和光市職員の定年に関する条例</u>（昭和58年条例第2号）第4条の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和光市職員の定年に関する条例</u>第4条の規定により引き続いて勤務している職員</p>

③ 和光市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項、第4項及び第7項	(略)	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	(略)
第13条第1項	(略)	
第13条第6項	(略)	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項、第4項及び第7項	(略)	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号） <u>以下「勤務時間条例」という。</u> 第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第12項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	再任用 短時間 勤務職 員	(略)
第13条第1項	(略)	
第13条第5項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第16条
第13条第6項	(略)	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和59年条例第4号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4号	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)	(略)
第3条第5号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	(略)

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項、第4項及び第7項	(略)	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第8号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</u>
第10条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	(略)
(略)		
第17条の8第1項	<u>第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)、第7条の2から第9条まで及び第9条の3</u>	(略)
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	(略)

(短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当)

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和59年条例第4号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4号	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、 <u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」いう。)	(略)
第3条第5号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	(略)

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項、第4項及び第7項	(略)	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</u>
第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	(略)
(略)		
第17条の8第1項	<u>第7条の2から第9条まで及び第9条の3</u>	(略)
	<u>再任用職員</u>	(略)

(短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当)

に関する条例の特例)

第20条 短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4号	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）	（略）
第3条第5号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	（略）

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項の規定については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、職員の勤務期間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

に関する条例の特例)

第20条 短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4号	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、 <u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）	（略）
第3条第5号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	（略）

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5(略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条(略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては8日以上(の週休日))を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務</u></p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5(略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条(略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては8日以上(の週休日))を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつ</p>

職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第18条 非常勤職員(定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

ては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第28条の5第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p>

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条(略) 2・3(略) 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号、第13条第2項及び同条第4項の規定の適用については、同条例第10条第2項第2号、第13条第2項及び同条第4項中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条(略) 2・3(略) 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号、第13条第2項及び同条第4項の規定の適用については、同条例第10条第2項第2号、第13条第2項及び同条第4項中「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条(略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用される職員を除く。） (2) 非常勤職員（地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用される職員を除く。） (3) (略)	(職員の派遣) 第2条(略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用される職員を除く。） (2) 非常勤職員（地方公務員法 <u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u> の規定により採用される職員を除く。） (3) (略)

<p>(4) <u>和光市職員の定年等に関する条例</u>（昭和58年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>和光市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) <u>和光市職員の定年に関する条例</u>（昭和58年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外</u>)</p> <p>第19条 第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員等についての適用除外</u>)</p> <p>第19条 第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(和光市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 和光市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第23号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」とい

う。) 附則第7項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 暫定再任用職員(和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号) 附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)のうち同条例附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第5条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項並びに第13条第2項及び第4項の規定を適用する。

第7条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の2第3項の規定を適用する。

第8条 新給与条例第17条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号) 附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第9条 職員の給与に関する条例第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)、第

7条の2から第9条まで及び第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第10条 前7条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とする。

(和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第6条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年11月24日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴う職員の定年の引上げ等制度改正を受け、関係条例の整備をするため、地方公務員法第24条第5項及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。